

# 西東京市介護人材確保対策事業補助金交付Q & A

## 補助対象者

Q 1 西東京市民ではないのですが、申請できますか？

A 1 すでに西東京市内の介護サービス事業所で3か月以上、かつ、その間の従事時間が48時間を超えて介護職員として従事している方であれば、西東京市外にお住まいの方も申請できます。

Q 2 外国籍ですが、申請できますか？

A 2 申請できます。国籍は問いません。

Q 3 西東京市外の研修機関で研修を受講した場合も対象となりますか？

A 3 対象となります。

Q 4 通信講座を受講した場合も対象となりますか？

A 4 対象となります。

Q 5 「介護職員」とはなんですか？介護サービス事業所で事務を担当しているのですが、対象となりますか？

A 5 介護サービス事業所において、利用者に対し直接介護サービスを行う介護職の職員をさします。事務などの他の職種に専ら従事している方やボランティアの方は介護職員でなく、対象外です。介護職員としての雇用契約があることが要件です。

Q 6 非常勤（アルバイト・パート）の介護職員として就労していますが、対象となりますか？

A 6 対象となります。派遣やボランティアは対象外です。

Q 7 西東京市外の介護サービス事業所に就労していますが、対象となりますか？

A 7 対象外です。事業所所在地の区市町村で同様の補助が行われているかを確認いただき、事業所所在地の区市町村が実施する補助をご利用ください。

## 補助対象経費

Q 8 他の補助を受けている場合は対象外とのことですが、受講料の一部のみ補助を受けている場合は、残りの自己負担部分について補助対象としてもらえませんか？

A 8 受講料の一部であっても既に他の補助を受けている場合は対象となりません。

Q 9 他の補助を受けている場合は対象外とのことですが、就労先の事業者（事業主）から補助を受けている場合も対象外となるのでしょうか？

A 9 就労先の事業者が受講料を負担している場合は、事業者が補助対象者となります。

Q10 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A10 含まれます。

Q11 研修機関への交通費は補助対象経費に含まれますか？

A11 含まれません。

Q12 受講料を分割払いした際に生じる手数料は補助対象経費に含まれますか？

A12 含まれません。

#### 申請関係

Q13 研修を修了した時点申請書を提出すればいいですか？

A13 研修修了後、継続勤務要件を満たした後、ご申請ください。

Q14 申請書を郵送で提出する場合、申請期限内に発送しさえすればよいですか？

A14 申請期限内に西東京市に到達するよう余裕をもって発送してください。

Q15 補助金の申請期限を過ぎた場合にはどうすればよいですか？

A15 申し訳ありませんが、申請期限を過ぎた場合は、お受けすることはできません。

Q16 研修を修了した旨の証明書を紛失してしまいました。

A16 研修機関に相談の上、再発行を依頼してください。

Q17 領収書を紛失してしまいました。

A17 研修機関に相談の上、領収書相当の書類を提出してください。

Q18 領収書の宛名が補助金申請者と異なる場合も有効ですか？

A18 領収書の宛名と補助金申請者が一致している場合のみ有効です。

Q19 クレジットカード・ネットバンキング・バーコード決済で支払ったため領収書がありません。

A19 各決済の利用明細書や利用明細が分かる画面の写しを代わりに提出してください。

その他

Q20 初任者研修課程と実務者研修のセットのコースを受講し、それぞれ修了証の交付を受けています。補助金の申請はできますか？

A20 どちらも申請できます。セットコースの受講料と15万円のいずれか少ない額が補助対象の金額になります。

Q21 補助金の交付後、しばらくして介護サービス事業所を退職した場合、補助金はどうなるのか。

A21 補助金の交付後、事情があって退職された場合は、補助金の返還は求めません。ただし、補助金の交付後、あまり間を置かずに退職するような事態は極力避けるべきであり、勤務継続の意思を持って補助金交付を申請してください。